

滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>一時保護施設の設備および運営に関する基準</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 虐待等の禁止</p> <p>一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>11～14 省略</p> <p>15 職員</p> <p>(1) 設置者は、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次号および第18項において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士または管理栄養士および調理員を置かなければならぬ。ただし、入所させる児童の数が10人以下である一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、入所させる児童の数が40人以下である一時保護施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かぬことができる。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>一時保護施設の設備および運営に関する基準</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 虐待等の禁止</p> <p>一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>11～14 省略</p> <p>15 職員</p> <p>(1) 設置者は、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次号および第18項において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（法<u>第18条の29に規定する地域限定保育士</u>を含む。次号において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士または管理栄養士および調理員を置かなければならぬ。ただし、入所させる児童の数が10人以下である一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、入所させる児童の数が40人以下である一時保護施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かぬ</p>

		ないことができる。
(2)～(4) 省略	(2)～(4) 省略	
16・17 省略	16・17 省略	
18 児童指導員の資格	18 児童指導員の資格	
(1) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 ア～ウ 省略 (新設)	(1) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 ア～ウ 省略 <u>エ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> オ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。才および次項において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
<u>オ～ニ</u> 省略	<u>カ～サ</u> 省略	
(2) 知事が行う前号アの指定は、児童福祉法施行規則 <u>（昭和23年厚生省令第11号）別表第1</u> に定める教育内容に適合する学校または施設について行うものとする。	(2) 知事が行う前号アの指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校または施設について行うものとする。	
19～32 省略	19～32 省略	